

## 1 京都府の哺乳類相

京都府の哺乳類相は、府内で最も標高が高いのは皆子山（標高 971 m）で、高山帯や亜高山帯がないために、これらの高標高地に生息するオコジョ、ヒメヒミズなどを欠いていて、山地性の種が主体となり、これに平地の農耕地や河川敷に生息する種が加わったような哺乳類相となっている。

陸生哺乳類の主な生息場所である森林は、その 8 割を民有林が占めており、さらにその 6 割以上をスギ、ヒノキなどの植林地が占め、ブナ、ミズナラ林やモミ林などの天然林は京都大学芦生研究林などごく限られた地域に見られるに過ぎない。

京都府は水平的には太平洋近くから日本海側まで南北に長いので、昆虫相などはそれを反映していると思われるが、哺乳類で見れば太平洋側要素や日本海側要素と見られる特徴は顕在化していない。このためか、日本全体で京都府にしか見られない種あるいは分布北限や南限になっている種はいない。ただし、杣島など離島があり、ここでオヒキコウモリが発見されており、これら離島の存在は京都府の動物相全体を見れば特徴の一つを構成する可能性が高い。

近年、哺乳類の分類体系は DNA 解析等により大幅に改定されつつある。今回は原則として谷戸ほか（2022）に準じて目名、科名、種名、和名を用い、種の配列もこれに準じた。例えばネズミ類は、従来ネズミ科 1 科であったがキヌゲネズミ科とネズミ科の 2 科に分けられた等かなりの変更がある。

京都府で確認された哺乳類は、在来種は 7 目 18 科 40 種、外来種は 3 目 9 科 12 種、合計 7 目 22 科 52 種となった。在来種の内、今回は（括弧内は 2015 年レッドリストの種数）絶滅種 2 種（2）、絶滅寸前種 5 種（9）、絶滅危惧種 7 種（6）、準絶滅危惧種 8 種（7）、全体で 22 種（24）となり、絶滅のおそれのある種は、確認種 40 種のうち 22 種で 55% となっている。2015 年と比較すると、絶滅寸前種 9 種のうちユビナガコウモリ、テングコウモリの 2 種が絶滅危惧種に、ヤマコウモリ、ツキノワグマの 2 種が要注目種にランクダウンした。絶滅危惧種 6 種のうちモモジロコウモリ 1 種が準絶滅危惧種へランクダウンし、ユビナガコウモリ、テングコウモリの 2 種が絶滅寸前種からランクダウンして入り、7 種となった。準絶滅危惧種 7 種のうちニホンキクガシラコウモリがランク外となり、モモジロコウモリが絶滅危惧種からランクダウンして入り、さらに新たにヒミズが加入し、8 種となった。

以上のように、いくつかのコウモリ類で新たな生息地が見つかり、ランクダウンした種が全体で 6 種と多いこと、逆に増加したのはモグラ類のヒミズ 1 種であることが特徴

である。

絶滅のおそれのある種のうちコウモリ類が多数を占めている傾向は当初から同じである。コウモリ類ではその多くの種で標本が少なく、生息地も自然度の高い森林や洞穴などかなり限定されており、これらの場所が府内では少ない上、減少しつつあることがその原因である。しかし、今回は洞穴性種に関する調査が進み、多くの種でランクダウンしたことは喜ばしいことである。

その他、今回特徴的なことは、ニホンジカの増加により、下層植生が衰退し、ニホンカモシカやニホンジネズミなどが減少したこと、ヒミズが新たにランク入りしたこと、ニホンジカの管理などが課題となっている。また、ツキノワグマやニホンザルのように人や農業に対する被害を与える種の保護管理が大きな社会問題となりつつある。さらには、近年、アライグマ、ヌートリア、クリハラリスのように農業被害や生態系の攪乱を起こす外来種が増加しつつあることも大きな問題となっている。

## 2 哺乳類の保全対象種の選定にあたっての基本的考え方

哺乳類と一口に言っても、対象とする種の生活型によってネズミ類、モグラ類、コウモリ類の小型哺乳類から、ツキノワグマなどの大型哺乳類まで非常に多様である。例えば小型哺乳類であるネズミ類、モグラ類およびコウモリ類は一般に小型で夜行性であり、わななどで捕獲しないと種を同定し、分布を確認することができない。

哺乳類ではこれらの生活型グループにより生活様式は非常に多様であり、これらを同一の基準でリスト化することはあまり意味がないと判断された。

そこで選定に当たってはその生活型グループの専門家を選び、その者が中心となり、そのグループ毎のカテゴリー基準を作成して、京都府の基準である絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種に分類した。

大型哺乳類であるツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、第1種特定鳥獣保護計画や第2種特定鳥獣管理計画が進展し、個体数や分布域がかなり詳細に判明してきている。特にツキノワグマについては、2002年以降絶滅寸前種として特定鳥獣第1種保護計画で扱っていたが、個体数・分布域が増加して、2021年には環境省のガイドライン（クマ類編）の個体数水準4の安定存続個体群に相当するとして、絶滅寸前種からランクダウンして要注目種とした。これは2002年絶滅寸前種にして以降、非狩猟獣に指定し、狩猟禁止措置と捕獲数の制限措置、錯誤捕獲個体の学習放獣などさまざまな保護施策を行なった成果であり、関係者に感謝する次第である。ニホンカモシカについては、文化庁の保護地域が伊吹・比良山地が指定され、5年に1回の特別調査と毎年の通常調査が行われ、保護区域内の分布や個体数については詳細な資料が得られているが保護区域外の調査が不十分である。

中型哺乳類については、河川敷のアカギツネ、タヌキ、ニホンテン、イタチ類などについては国土交通省の河川水辺の国勢調査が数年ごと（過去は5年に一度、現在は10年に一度）に行われているが、陸域の調査はムササビを含めて定期的なものがなく、研究者やボランティアに任されているために情報が不足している。

執筆者 村上興正

### ③ 小型哺乳類の保全対象種の選定にあたっての基本的考え方

ここで対象としているのは、真無盲腸目、翼手目および齧歯目である。まず、真無盲腸目および齧歯目の種は一般に小型で夜行性であり、相互に非常によく類似しているため、わなをかけて捕獲しないと種の同定ができない。わなも地上歩行性の種と地中性の種で異なるので、少し熟練しないと、ある場所の小型哺乳類の種類相は把握できない。サンプリングの面積も種により異なるが、数 ha 程度でも個体群が維持される場合があるので、この規模で府内全域を調査するのは不可能に近い。このために府内全域で個体数や分布域を把握し IUCN の定量的基準（環境省基準も同様）を適用することは無理であると判断した。そこで今回は過去の情報と、生息場所に着目して対象種が分布すると予測される地域のサンプリングをすることで、種の生息状況を把握する試みを行った結果に基づいて記述を行った。作業としては、過去の記録及び今回の調査結果から府内での確認種リストを作成して、このリストから各地での過去の情報及び新たなわなかけの結果などを用いて、分布が広く捕獲個体も多い種は対象から外した。

残ったリストから種毎に生息場所を予測して、予測した生息場所の府内での分布とその状況などを考慮して、生息場所がブナ、ミズナラ林であるなど極度に限定されている種、あるいは、かなりサンプリングしているが捕獲地点が非常に少ない種（おおむね3地点以下）は絶滅寸前種、生息場所が少しは存在し、捕獲地点も少しは存在する種を絶滅危惧種、捕獲地点が生息場所の点在などで限定されているが、まだ上記2種ほどは限定されていない種を準絶滅危惧種と3段階に分けた。

しかし、ヤマネのように天然記念物であるためにわなによる捕獲に許可が必要な種は巣箱の設置結果や聞き込み情報を用いた。また、リス科の動物では聞き込み資料などを用いたが、ニホンモモンガのように存在してもわかりにくい種は分布が過小評価されている可能性がある。

一方、翼手目では、過去に府内で記録にある11種のうち、家屋をねぐらとするアブラコウモリを除くすべての種を評価対象とした。コウモリ類の生息実態について、府内ではこれまでに十分な調査が行われておらず、個体群サイズや分布域、あるいはその動態に基づいてランクを評価できた種はなかった。しかしながら、今回のリスト改訂にあたり、多くの研究者の協力を得て、主に隧道や戦争遺跡、地下水路等において調査した

結果、洞穴性コウモリ類についてはいくつもの新たな生息地を確認することができた。すなわち、ニホンキクガシラコウモリでは出産哺育集団を含めて、府内に広く分布している実態が明らかになったためランク外とし、ユビナガコウモリでは大規模な集団生息地を含む新たな生息地が、モモジロコウモリとテングコウモリ（本種は森林も広くねぐらとして利用する）でも新たな生息地が複数見つかったことからランクダウンと判断した。

森林性コウモリ（樹洞や樹冠、枯木の樹皮下等を主なねぐらとする種）についてはほとんど調査することができなかったが、クロホオヒゲコウモリおよびコテングコウモリについては新たな生息地を確認することができた。しかし、両種とも個体数はきわめて少ないと推測されたため、ランクの変更は行わなかった。ヤマコウモリに関しては古い記録があるに過ぎないため評価は困難と判断し、要注目種とした。

森林性コウモリの生息実態調査は次回改訂に向けての課題として残された。

執筆者 村上興正、佐野明